

公安委員会 説明資料No. 1	雇用保険法等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う関係政令の整備 に関する政令案について	令和4年6月2日 生活安全局
--------------------	---	-------------------

1 概要

令和4年3月31日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第12号）第2条の規定により、職業安定法（昭和22年法律第141号）が改正され、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で募集情報等提供を行い又はこれに従事することに係る罰則が設けられた。

これを受け、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪」を定めているインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条を改正し、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で児童に関して行われる募集情報等提供を加えるもの。

2 施行期日

改正法第2条の規定の施行の日（令和4年10月1日）

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>六代目山口組、稲川会、住吉会、五代目工藤會及び旭琉會の指定の確認について</p>	<p>令和4年6月2日 刑 事 局</p>
----------------------------	---	---------------------------

1 概要

令和4年4月8日に兵庫県、同月18日に東京都及び福岡県、同月22日に沖縄県の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 六代目山口組(主たる事務所:兵庫県、代表する者:^{しのだ けんいち}篠田 建市、構成員:約4,000人)
- (2) 稲川会(主たる事務所:東京都、代表する者:^{しん へいけい}辛 炳圭、構成員:約1,900人)
- (3) 住吉会(主たる事務所:東京都、代表する者:^{せき いさお}関 功、構成員:約2,500人)
- (4) 五代目工藤會(主たる事務所:福岡県、代表する者:^{のむら さとる}野村 悟、構成員:約240人)
- (5) 旭琉會(主たる事務所:沖縄県、代表する者:^{ながやま かつひろ}永山 克博、構成員:約230人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている一個の団体である。